消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 20 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　１件
（うちリチウム電池内蔵充電器１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　20 件
（うちスピーカー（充電式）２件、延長コード１件、
加湿器（スチーム式）１件、ノートパソコン２件、ＬＥＤランプ（電球型）１件、
エアコン１件、液晶テレビ１件、電気ケトル１件、リチウム電池内蔵充電器３件、
電気トースター１件、ＬＥＤヘッドライト（リチウムイオン、充電式）１件、
抱っこひも１件、充電器（スマートフォン用）１件、延長コード１件、
キャリーカート１件、生ごみ処理機１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について（管理番号：A202600920）

①事故事象について

異音がしたため確認すると、アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造サプライヤーによる不適切な部材使用が見つかり事故の可能性があることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和７年）６月 26 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びＤＭでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600920）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、色、ＪＡＮコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	色	JAN コード	型番	販売期間	対象台数
Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)	ブラック	4571411219498	A1257011	2024 年 5 月 16 日 ～ 2025 年 6 月 6 日	401,771
	パープル	4571411219511	A12570V1		
	ホワイト	4571411219504	A1257021		
	ピンク	4571411227592	A1257051		
	ブルー	4571411227585	A1257031		

2025 年（令和７年）６月 26 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：55.8%（2026 年 11 月 19 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2024 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	1	火災
2025年度	7	火災
2024年度	0	－

※当該事故（管理番号：A202600920）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象製品の外観

Anker Power Bank（10000mAh, 22.5W）



Anker MagGo Power Bank（10000mAh, 7.5W, Stand）



確認方法

型番：A1257 をお持ちの方はシリアルナンバーを確認してください。





④使用者への注意喚起
　対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】
アンカー・ジャパン株式会社　受付窓口
　電　話　番　号：0120-775-171
　受　付　時　間：９時～17 時（土・日・祝日を除く。）
　ウェブサイト：https://corp.anker japan.com/posts/555
　　※オンライン受付フォーム（24 時間）
　　https://www.anker japan.com/pages/202506-support

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、松本、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600917	令和8年11月4日	令和8年11月16日	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（LPガス用）	TP-PS16TX-TN	高木産業株式会社（現　パーパス株式会社）	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	製造から25年以上経過した製品

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600920	令和8年10月14日	令和8年11月16日	リチウム電池内蔵充電器	A1257	アンカー・ジャパン株式会社（輸入事業者）	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月5日 令和7年6月26日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：55.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600916	令和8年10月8日	令和8年11月16日	スピーカー（充電式）	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月2日
A202600918	令和8年10月21日	令和8年11月16日	延長コード	火災	当該製品に他社製の延長コード及び電気製品を接続していたところ、他社製の延長コードと当該製品の接続部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202600919	令和8年11月1日	令和8年11月16日	加湿器（スチーム式）	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年11月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600921	令和8年11月2日	令和8年11月17日	ノートパソコン	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202600922	令和8年11月5日	令和8年11月17日	LEDランプ（電球型）	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600923	令和8年9月20日	令和8年11月17日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年10月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月6日
A202600924	令和8年10月26日	令和8年11月17日	液晶テレビ	火災	異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202600925	令和8年10月3日	令和8年11月17日	電気ケトル	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品の電源プラグ及び電源のコンセントを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和8年11月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600926	令和8年11月7日	令和8年11月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年11月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600927	令和8年9月15日	令和8年11月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月12日
A202600928	令和8年11月3日	令和8年11月17日	電気トースター	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600929	令和8年9月27日	令和8年11月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品で携帯電話機（スマートフォン）を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月13日
A202600930	令和8年9月9日	令和8年11月17日	LEDヘッドライト（リチウムイオン、充電式）	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び建物1棟を全焼する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月4日
A202600931	令和8年5月11日	令和8年11月18日	抱っこひも	重傷1名	当該製品の装着者を交代しようとしたところ、新生児が落下し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月30日
A202600932	令和8年10月22日	令和8年11月18日	スピーカー（充電式）	火災	店舗で当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600933	令和8年10月18日	令和8年11月18日	充電器（スマートフォン用）	火災	当該製品とUSBケーブルを接続して携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月11日
A202600934	令和8年9月29日	令和8年11月18日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月10日
A202600935	令和8年9月18日	令和8年11月18日	キャリーカート	重傷1名	当該製品を使用して歩行中、当該製品が破損し、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202600936	令和8年11月1日	令和8年11月18日	生ごみ処理機	火災	歯科病院で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202600937	令和8年11月8日	令和8年11月18日	ノートパソコン	火災	寺院で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし